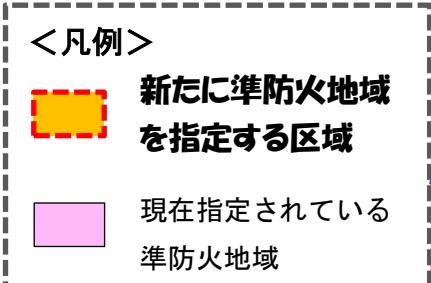
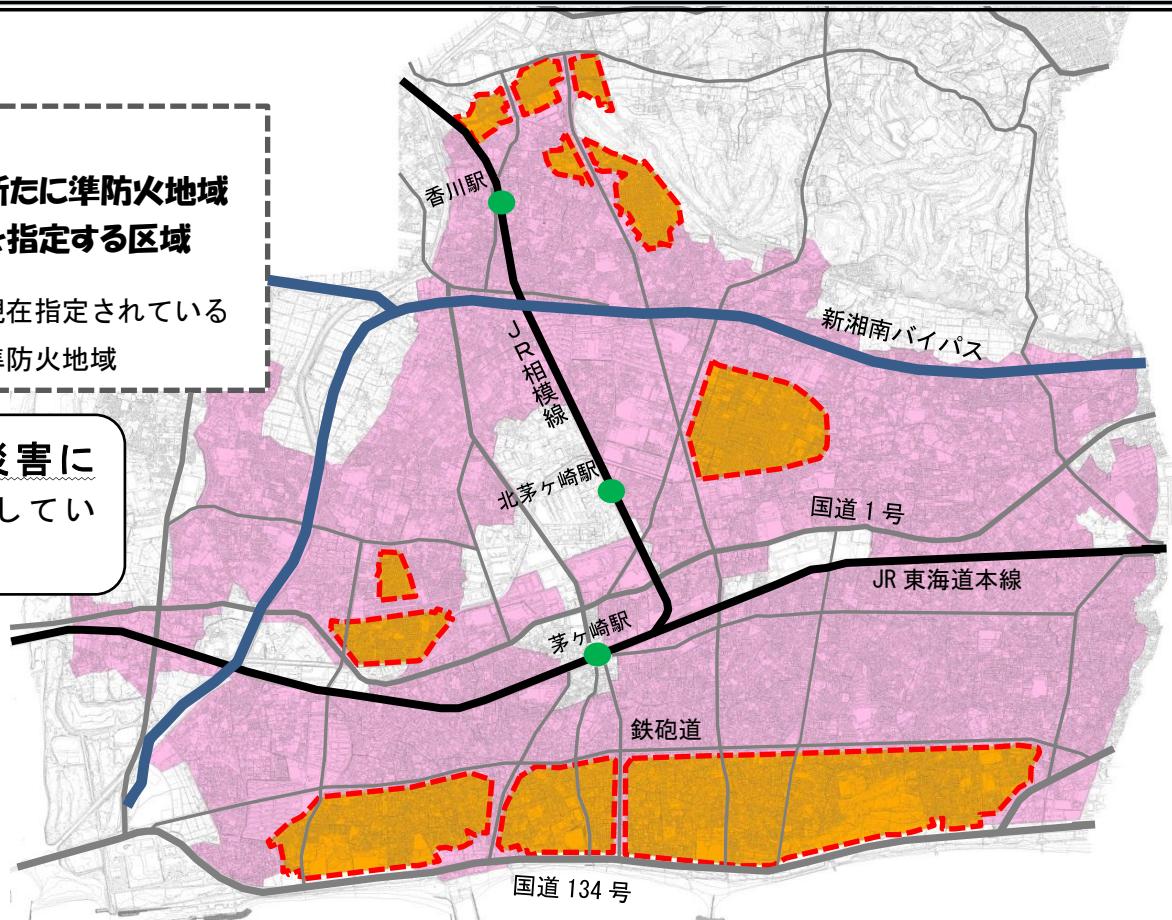


平成29年12月1日に 準防火地域が広がります！



茅ヶ崎市を災害に
強いまちにい
くぞよ。



本市では、大地震等の大規模災害により発生する延焼火災の被害を抑制するため、準防火地域を広げます。

新たに準防火地域を指定する区域は…

用途地域が

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域のうち、

建ぺい率50%、容積率100%の地域

【準防火地域の指定面積について】

新たに指定する準防火地域の面積：約330ヘクタール

準防火地域の総指定面積は約1,594ヘクタールから約1,924ヘクタールになります。

〔市街化区域の面積に対する準防火地域の指定面積の割合は、

約71.8%から約86.6%になります。〕

準防火地域の詳細な内容につきましては、裏面をご覧ください。

●準防火地域って何？

準防火地域とは、市街地における火災の危険を防ぐために定める区域のことです、指定する区域は都市計画で定めております。

準防火地域に指定されると・・・

- 建築物の新築・増改築をする場合、防火措置等が必要です。

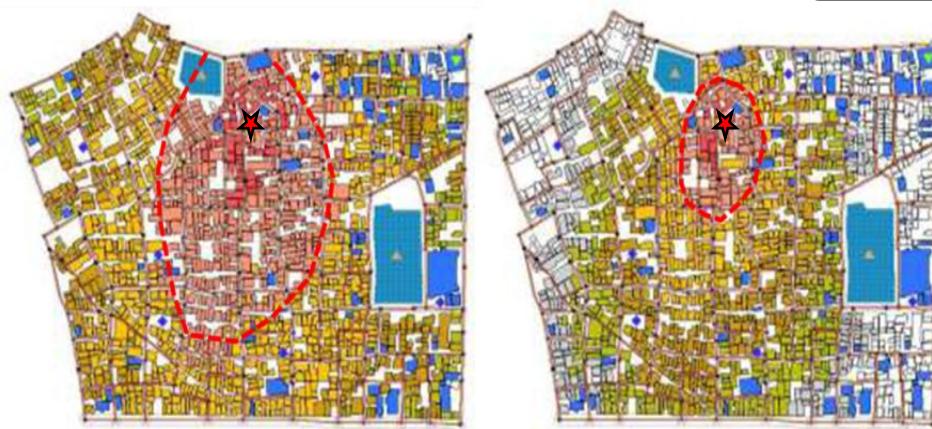
【準防火地域内の木造2階建ての住宅における防火措置の例】



(出典：大阪府富田林市準防火地域指定拡大に関する住民説明会資料)

- 燃え広がりにくい「災害に強いまち」にすることができます。

【火災が発生！1時間後の状況比較】



一軒、一軒の家が燃えにくいつくりになることで、まち全体が燃えにくくなります。

(出典：埼玉県「つくろう！安全で火災に強いまち～防火地域及び準防火地域の指定について～」)

【お問合せ先】

茅ヶ崎市都市部都市計画課計画担当 電話：0467-82-1111（内線 2303）